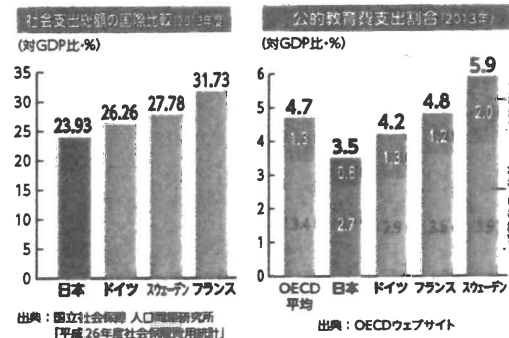


生活保護制度は いのちの とりで。

生活保護制度の
充実を求める
緊急署名

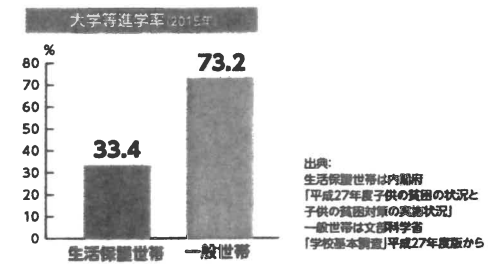
1 社会保障・教育を 先進ヨーロッパ諸国並に

日本は先進ヨーロッパ諸国に比べて、社会保障や教育への予算配分の割合が低くなっています。社会保障では、住宅、失業、家族、障害等にほとんど公費を投入していないのが特色です。



2 生活保護世帯の 子どもも大学等に進学を

2015年の生活保護世帯の子どもの大学・短大・専門学校等への進学率は33.4%で一般世帯の73.2%の半分以下です。これは、国が、生活保護を受けながら大学等に就学することを認めておらず、生活保護世帯の子どもが大学等に進学すると生活保護から外し(「世帯分離」といいます)、保護費を減らす運用をしているからです。



3 これ以上 保護費を下げないで

2018年度には5年に一度の生活保護基準の見直し予定され、現在、社会保障審議会の生活保護基準部会で検討が重ねられています。基準部会では「有子世帯の扶助・加算の検証」や「級地区分の見直し」などが検討課題にあげられており、引き下げを求める財務省の意向を「忖度」した判断がされることが強く懸念されます。

2で述べた「世帯分離」の見直しもせず、母子加算等の削減だけするようなことがあれば、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現する」という子どもの貧困対策推進法の理念に真向から反します。

4 保護基準削減の撤回と 夏季加算の創設を

国は、2013年8月から3回に分けて生活扶助基準を最大10%引き下げました。この前例のない大幅引き下げは、自民党の選挙公約を達成するため、基準部会が出した数値を勝手に2分の1にし、基準部会で一切検討していない「生活扶助相当CPI」という特異な物価指数をねつ造して実行された違憲・違法なものです。現在、29都道府県において950名を超える原告が違憲訴訟(いのちのとりで裁判)を提起して争っています。

その後、住宅扶助基準・冬季加算も削減され、生活保護利用者の生活は苦しさを増えています。保護費削減の撤回と、酷暑が続く中、夏季加算の創設も必要です。

内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿

生活保護制度は 「いのちのとりで」

生活保護制度の充実を求める緊急署名

請願趣旨

“いのちのとりで”である生活保護制度は、いま、大きな岐路に立たされています。2013年度から続いた3度にわたる生活扶助基準引き下げ、住宅扶助・冬季加算の削減により、生活保護利用者は、社会や地域から孤立し、人間らしい暮らしを送ることが難しくなっています。また、給付型奨学金の創設に一步を踏み出したとはいえ、子どもの貧困問題は依然として深刻です。

貧困の連鎖を防ぎ、安心して暮らせる社会をつくるためにも、今こそ、教育や社会保障に予算を重点配分する転換が必要です。

憲法25条が謳う社会保障の実現をめざし、下記項目を請願いたします。

請願項目

1. 社会保障と教育への予算配分率を先進ヨーロッパ諸国並みに引き上げてください。
2. 生活保護世帯の子どもの大学・専門学校等への進学を認め、低所得世帯の学費減免と給付型奨学金を拡充してください。
3. 生活保護の母子加算の削減や級地の見直し等さらなる生活保護基準の引き下げをしないでください。
4. 生活扶助基準・住宅扶助基準・冬季加算を元に戻し、夏季加算を創設してください。

氏名	住所

第1次集約 2017年12月5日
最終集約 2018年1月末日

※住所は「同上」[//]は使わず、都道府県からお願いします。鉛筆は使わず、ボールペンをご使用ください。
※個人情報事務局で適切に管理し、署名提出以外の目的では使用しません。

いのちのとりで裁判全国アクション事務局

〒530-0047 大阪市北区天満3-14-16 西天満パークビル3号館7階
あかり法律事務所 弁護士 小久保哲郎
電話 06-6363-3310

【取扱い団体】

特定
非営利活動法人ささえる絆ネットワーク北陸